

第 79 回 杜の都の環境をつくる審議会 議事録

日 時：平成 30 年 2 月 2 日（金）14 時 00 分～15 時 40 分

会 場：市役所本庁舎 2 階 第一委員会室

出席委員：中静会長、舟引副会長、池邊委員、板橋委員、内海委員、小貫委員、小罵委員、
近藤委員、清和委員、米倉委員（計 10 名）

欠席委員：遠藤委員、佐藤委員、渡邊委員（計 3 名）

事 務 局：百年の杜推進部長、百年の杜推進課長、公園課長、河川課長、
百年の杜推進課企画調整係長、同緑化推進係長、同緑地保全係長、
公園課主幹兼青葉山公園整備室長、同主幹兼海岸公園整備室長、同施設管理係長、
同建設係長、河川課広瀬川創生室長（計 12 名）

司 会：高橋課長：百年の杜推進課長

次 第

1. 開会

○事務局（高橋課長）

－開会－

○事務局（岡本部長：百年の杜推進部）

－挨拶－

○新任委員（池邊委員）

－挨拶－

○事務局（高橋課長）

－配布資料の確認－

○中静会長

－議事録署名人の指名、傍聴ルールの説明－

・議事録署名人：中静会長、小貫委員

（了承）

2. 議事

（1）審議事項

① 保存樹林の指定解除について

○事務局（熊谷係長：百年の杜推進課緑地保全係）

－資料説明（資料 1）

○小貫委員

・平成 24 年の台風 4 号により倒木した幹の撤去などの応急措置を行ってから、平成 27 年の保存樹木一斉調査までの間に、枯損防止の対策は行われたのか。

○事務局（熊谷係長）

・応急措置として倒木した幹の撤去や支柱の設置を行った後、撤去したところの回復状況等を見据えながら必要な措置を行っていこうと考えていた。また、毎年肥料等の支給を行い保全に努めていた。

○小貫委員

- ・倒木の恐れもあるので今回の指定解除はやむを得ないと思うが、枯損防止のためにもう少しできることがなかったのかと思い質問した。

○内海委員

- ・写真を見ると腐朽が進んでいて、とても危険な状態のように見えるので、指定解除は仕方がないと思う。
- ・昭和 59 年と平成 9 年に 2 度の移植が行われているということだが、移植にかかる費用は樹木の所有者が全額負担しているのか。

○事務局（熊谷係長）

- ・2 度の移植については、所有者が負担している。

○内海委員

- ・街中にある保存樹木が大きくなった場合、移植が必要になることもあると思うが、そのような場合でも移植の費用は所有者の負担となるのか。

○事務局（熊谷係長）

- ・保存樹木の保全のために市が助成できることは、枯損防止、災害時の応急処置、病虫害からの防除に関する費用となっている。その他、必要な助言等について行うことができるが、個人所有の樹木であることから、支援できることには限りがある。

○板橋委員

- ・樹木医の小畠委員に伺いたいですが、移植は樹木にとってダメージが大きいものか。

○小畠委員

- ・基本的に樹木は根が健全でなければ生きていけないため、年数が経っている樹木ほど移植する場合には、一度一部分の根を切り、1 年間細かい根を生やしてから、最終的に全部の根を切って移植する根回しという作業が必要となる。
- ・土の中にはキノコの菌糸がたくさんあるので、切った根の断面に防腐剤を塗っても、断面が大きいほど隙間に腐朽菌がどんどん入ってくる。
- ・2 度の移植において、どの段階でダメージが大きかったのかは分からないが、一度切った根にはキノコの菌糸が入り始めているので、樹木にとって移植は非常にダメージが大きいということを考えて作業しなければならない。

○中静会長

- ・区画整理事業等で土地の利用が変更される際、保存樹木が大事に考えられたからこそ、次善の策ということで移植されたのだと思う。今回の件に関する移植はやむを得ない事情だったと理解する。

○小貫委員

- ・保存樹木は古くて大きな木が多いと思うが、台風等の気象条件による様々なダメージへの対策について補助を行っているのか。

○事務局（熊谷係長）

- ・保存樹木は約 180 本指定しているが、台風等に対して所有者 1 件 1 件に連絡して対策をとっていただくよう依頼はできていない。所有者が自ら対策を行っていただくようになる。

○小貫委員

- ・肥料等への補助と同様に災害対策への助成は行っているのか。

○事務局（熊谷係長）

- ・災害の発生により倒木の恐れがある場合は、応急措置ということで、支柱の設置等費用の 2 分の 1 を上限に助成を行っている。

○小貫委員

- ・助成制度を活用して、被害にあう前に対策を行うことを検討していただきたい。

○中静会長

- ・現在は、樹勢が衰えてきてから所有者より連絡が入った場合に助成を行う仕組みになっているため、台風が来た時にどの木が倒れるかという予想までは難しいのが現実だと思う。
- ・所有者にはできるだけ細かく観察していただき、変化に気が付いた段階で何らかの助成を申請いただくよう奨励することが重要だと思う。

○近藤委員

- ・保存樹木に対して、今後は移植という行為が発生しないように取り組む必要があるのではないか。また、市として保存樹木に指定した以上、移植の際には市側にも負担すべき責任があるのではないか。

○事務局（岡本部長）

- ・保存樹木があるエリアで土地区画整理事業等が行われる場合、保存樹木をそのままの状態を活かすよう依頼している。
- ・保存樹木として指定した場合、樹木投影面積分の固定資産税を免除しているため、移植については所有者に責任を持って樹木を移動していただくこともやむを得ないと考えている。
- ・保存樹木の制度は、個人所有を前提とした、所有者と行政との協力、地域住民の考えあつての制度だと理解している。

○池邊委員

- ・今回の指定解除案件は、樹齢 300 年の歴史のあるヒイラギである。例えば、港区や千代田区、新宿区などでは歴史のある古木のクローンを作る動きがあるが、仙台市では、樹齢の高い古木について何か特別な取り扱いはあるのか

○事務局（熊谷係長）

- ・保存樹木は樹齢何百年というのがほとんどで、樹齢に対しての特例措置は設けていない。

○中静会長

- ・本件については了承でよろしいか。

(委員一同了承)

(2) 報告事項

① 広瀬川の清流を守る条例における許可基準の改定について

○事務局（佐々木主査：河川課広瀬川創生室）

－資料説明(資料2)

○清和委員

- ・杜の都らしいすばらしい計画であり、これを実践すれば緑地が増え、河川環境が良くなるという気がする。
- ・資料2の6ページに広瀬川の自生植物の一例が掲載されているが、ヤマブキやユキヤナギはおそらく宅地から種が飛んできたものである。本来の自然豊かな環境を取り戻したいというのであれば、それらが本当に川沿いの水辺に自生する河畔生の植物なのかももう少し厳密に調べたほうがよい。
- ・本来水辺沿いにある樹木はそれなりの機能性を持っている。例えば河畔に落ちた植物や昆虫などを魚類が食べたり、水辺沿いの緑地帯が鮭などの魚類の産卵床を保障したりするなど、非常に河川環境に影響をするものである。
- ・広瀬川沿いの自然度が高いところには本来どのような木が生えているかを調べて、それに近い樹木を選定したほうがよい。そうすれば、河川環境全体が生態系として保全され、本当の意味で環境が豊かな「杜の都」になると思う。

○事務局（杉井室長：河川課広瀬川創生室）

- ・今後この改定を踏まえて市民や事業者向けの手引きを作成する予定である。今回示したものは一例だったので、今いただいた意見をもとにエリアごとの自生種のあり方をもう少し調べて、皆さんに分かりやすいようにしていきたいと考えている。

○中静会長

- ・資料2の6ページにある一例は参考ということで、改定の内容としては入っていないという理解でよろしいか。

○事務局（杉井室長）

- ・そのとおりである。今後予定している手引きのなかで反映していきたいと思う。

○中静会長

- ・これは十分に反映できる問題ということでよろしくお願ひしたい。

○小貫委員

- ・資料2の2ページの改定①については、緑化に向けての良い方向性を生み出す改定であると思うが、改定②については、確保割合の基準値が「24%以上」と設定されたところは逆効果だと思う。現状で30%の保全用地は確保されているが緑化されていないという状況に対して、24%以上しか保全用地を確保しなくて良いのであれば、緑化に対してプラスに働かないと思う。緑化をしたいという目的と矛盾していると思うがいかがか。

○事務局（菅野課長：河川課）

- ・この条例では、建ぺい率自体も規制の対象となっており、通常の建築基準法、都市計画法に定められた用途における建ぺい率よりも上乘せをしている。建ぺい率が6割の土地に対して保全用地を30%確保するところと、建ぺい率が3割、4割のところでも同じく保全用地を30%確保するところがあるなかで、公平性をもたせなければいけないという考え方で設定したものである。建ぺい率を基準に残った土地の60%を確保してもらい、規制を受ける皆さんに様な負担をいただくということできめ細かい基準とした。

○小貫委員

- ・せっかく決めた改定をもう少しうまく使えるような設定の仕方を検討できないか。
- ・改定①がうまく使われるかどうかという懸念がある。現在30%確保している保全用地がなかなか緑化してもらえない状況をなんとか緑化してもらえるように工夫してほしい。

○中静会長

- ・これは既に改正が成り立っているので、本審議会の意見として広瀬川清流保全審議会へも伝えていただきたいと思います。

○舟引副会長

- ・資料2の1ページにある環境保全区域の種別で、特別、一種、二種の色分けの根拠は何か。

○事務局（杉井室長）

- ・基本となるのは第一種環境保全区域である。この条例を制定した昭和49年当時、河岸線に沿って比較的自然的な環境が保たれているところを第一種環境保全区域と定めた。第二種環境保全区域は既に人工的な護岸や宅地化が進んでいたところを中心に定めている。そして広く貴重な緑を保全するため青葉山や大年寺山のあたりを特別環境保全区域に指定している。

○舟引副会長

- ・都市計画図と比較すると用途地域の区分と環境保全区域がリンクしていない。かなり昔に制定されたという良さである。現在ではここまで指定することは難しいと感じる。

○事務局（菅野課長）

- ・用途地域との兼ね合いは考慮していないものである。

○中静会長

- ・今回の改定によって、第一種環境保全区域や特別環境保全区域では基準がより厳しくなるので、宅地化などの開発に対する抑止力として働く可能性がある。
- ・これは報告事項である。次の改定にむけての意見もあったが、本件についてはこれによろしいか。

(委員一同了承)

② 榴岡公園における民間施設の導入について

○事務局（北村主任：公園課施設管理係）

－資料説明(資料3)

○板橋委員

- ・資料3の9ページの事業フレームのなかに「P-PFI」と出てくるがこれは何か。

○事務局（水嶋係長：公園課施設管理係）

- ・「P-PFI（パーク PFI）」とは、昨年都市公園法が改正されて新たにできた制度である。公募により公園のなかに民間施設を導入する制度だが、民間施設が収益施設を設置することに加え、園路や広場等の公園施設も同時に整備していく手法である。
- ・例えば、高砂中央公園には民間施設の水族館があるが、隣にある駐車場は仙台市が作っている。今回の法改正後であれば、「P-PFI」制度を適用し、民間業者が水族館と併せて駐車場を整備できるようになる。
- ・「P-PFI」制度を適用した場合には特例があり、特例の1点目として、設置管理許可の期間を通常の10年に対して20年まで担保でき事業者は資金調達が有利になる。2点目として、公園に収益施設を建てる場合に通常では敷地面積に対して2%までしか建てられないが、最大で建ぺい率12%までとなる。3点目としては、通常では公園では占用物件として認められない自転車の駐輪場や看板等の設置が認められる。

○板橋委員

- ・「P-PFI」とは公募設置管理制度ということでよろしいか。

○事務局（水嶋係長）

- ・そのとおりである。

○板橋委員

- ・今後、専門的なアルファベット用語については、かっこ書きで日本語を併記してほしい。

○事務局（水嶋係長）

- ・承知した。

○近藤委員

- ・昨年度、仙台市では公園の一部に保育所を設置したが、公園の一部を切り取って、公園の用地を保育所の用地にしたようなかたちであった。整備する収益施設と公園施設（特定公園施設）をいかに公園自体になじませるか、いかに公園のなかにある施設としてふさわしいものにするかが大きな課題だと感じている。
- ・民間事業者からの提案を選定する際、公園全体として見た時に「P-PFI」により整備された施設がいかに公園のなかで生きて、公園らしく機能を発揮できるかを判断基準のメインに据えて選定いただきたい。

○中静会長

- ・その辺が「P-PFI」が成功するかどうかの問題点だと思う。

○池邊委員

- ・これまでに携わった民間施設の導入事例として、横浜市山下公園への子育て応援をコンセプ

トにしたコンビニエンスストアの導入、舟引委員も携わられた立体都市公園*1の事業者導入、千葉市におけるサイクリングポートを新しく結婚式場に変えたもの、最近では沼津市教育委員会の施設であった少年自然の家の跡地を、泊まれる公園「INN THE PARK」というものに変えた事例がある。

*1 立体都市公園制度：都市公園の区域を立体的に定めることで、都市公園の下部空間を公園以外の施設として有効活用する制度

- ・最近の「P-PFI」の事例としては、池袋の造幣局跡地において、事業者コンソーシアムで設計、施工、管理を30年という長きに渡り、指定管理料を払わずに全面的に民間で行うというスキームを実施している。
- ・「P-PFI」というと、上野公園のカフェや富山の世界一美しいカフェの事例を思い浮かべ、ただ単に公園にカフェ等の飲食店を導入することだと理解している市民も非常に多い。
- ・市としては、「P-PFI」の導入により公園の指定管理料の削減、資産的価値の向上を期待でき、収益を還元できると説明することで、ある程度市民にも理解を得られるだろう。しかし、公園というのはこれまでもこれからも歴史的にずっと存在するので、20年後「P-PFI」により導入した施設が老朽化しても、市民にとって榴岡公園の資産として導入して良かったと言ってもらえるような事業者を選定してほしい。
- ・公募の際には実に様々なメニューが持ち込まれる。しかし、あまり提案に踊らされ過ぎずに、着実な案を後世に残るプランとして選定してもらいたい。

○事務局（岡田課長：公園課）

- ・榴岡公園はもともと再整備を計画しており、地元の皆さまともいろいろ意見を交わしながら進めてきた。池邊委員の発言にあったように、古くからお住まいの地元の皆さまは歴史を非常に重要な点として捉えている。総合公園ということもあり、お花見のほか仙台市全体からの市民が利用するが、やはり地域性や歴史は外せない部分だと思っている。事業者からの様々な提案について、地元の皆さまの思いをしっかりと受け止めながら選定にあたりたい。

○米倉委員

- ・まず市中心部にある榴岡公園から「P-PFI」を始めてみるというのは良いと思うが、榴岡公園の例がうまくいき、他の市内の公園でも導入することになった場合には、海岸公園など、被災して足が遠のいてしまった公園でもこの制度を導入できたらいいと思う。
- ・公園での子育ては大事であるので、子育てに関する視点も入れた事業者選定もしていければいいのではないかと思う。

○内海委員

- ・資料3の9ページにある事業者からの提案・意見の概要の中に、樹木の伐採等に関して明確な考えが欲しいという意見があったということだが、市では明確な考えがあるのか。

○事務局（水嶋係長）

- ・榴岡公園の歴史を踏まえて、これから検討していきたいと考えている。

○中静会長

- ・樹木というのは、仙台において様々な意味での大事な財産という観点があるので、この審議会でも意見を言い、榴岡公園の公園作りに反映していただきたい。

○小貫委員

- ・榴岡公園の再整備の計画とはどのようなものか。

○事務局（水嶋係長）

- ・全面的な再整備ではなく、部分的な施設の再整備を考えている。例えば、園路の整備やスケートボード施設の整備、お花見広場において管理施設の部分的な改修等、ピンポイントの再

整備を考えている。

○小貫委員

- ・とりあえず手の付けられるところから再整備を進めるのも一つのやり方だと思うが、池邊委員の発言にあったように、将来的にこういう形になっていて欲しいという計画を見据えて、そのために少しずつ手を入れていく視点も必要だと思う。まずは、将来榴岡公園がどうあるべきか根本の議論をした上で、「P-PFI」によってどのような機能がふさわしいか判断して検討してほしい。
- ・新たに施設を整備する提案等、様々な提案が出てきた場合にそれらをきちんとコントロールできるような将来性のある計画があれば、選定の際に判断しやすいと思う。

○舟引副会長

- ・旧レストハウスエリアにはもともと何があり、どうして辞めてしまったか教えてほしい。

○事務局（水嶋係長）

- ・外郭団体により飲食店を運営していたが、営業的に芳しくなく閉鎖した。

○舟引副会長

- ・公園での商売は儲からないものである。雨が降ると公園には人が居なくなるというような条件なので、初期にかなり投資をしてしまうと、償却できずに倒れてしまうことが多い。「P-PFI」の特例措置として設置管理許可を20年まで設定できるとあったが、そもそもこの規模の商売の場合10年くらいで償却しない限り銀行はお金を貸してくれない。そのような目安で事業者を選定いただきたい。
- ・榴岡公園は条件が良いところだが、現在公募で事業者選定を行っている防災集団移転の跡地などは基本的にみんな同じ構図である。成功事例を作らなければ行政の対応が変わったということにはならないので、その点を考えながらやってほしい。

○中静会長

- ・本件は報告事項ではあるが、大変重要な意見が多くあったので、是非これらの意見を反映していただきたい。本件については、よろしいか。

（委員一同了承）

（3）その他

- ・技術研修「グリーンインフラ：気候変動適応策としての都市緑化」の開催について

○事務局（内堀技師）

- ・仙台市、東北工業大学、日本建築学会東北支部環境工学部会共催で開催する研修会「グリーン・インフラストラクチャー：気候変動適応策としての都市緑化」についてご案内する。

日時：2018年3月15日（木）14:30-17:00

場所：仙台市役所上杉分庁舎会議室

対象：仙台市職員、研究者、実務者、大学院生、他

参加費：無料

- ・青葉山公園の整備状況について（デザインレビューについて）

○事務局（阿部主幹兼青葉山公園整備室長：公園課）

- ・青葉山公園（仮称）公園センターのプレイスメイキングの開催についてご案内する。
- ・今回はじめて（仮称）公園センターの建築や周辺広場等のデザインを示す予定である。内容としては、まず設計案をプレゼンし、その後に参加者の皆さまとともにディスカッションする予定である。

日時：2018年3月3日（土）13:30-

場所：東北大学の川内北キャンパスのマルチメディアホール

5. 閉会

○事務局（高橋課長）

－閉会の挨拶－